

# 幼児教育・保育の無償化のご案内 (新制度未移行幼稚園)

この案内書は、子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園（以下「幼稚園」という。）を利用（又は利用を予定）する川口市在住の保護者の方を対象として「幼児教育・保育の無償化」の内容について掲載しているものです。

**保護者の方が行う手続きについてもご案内していますので、内容をご確認のうえ、必要となる手続きを施設利用開始前に必ず行ってください。**

※利用開始後に手続きを行った場合、給付を受けられない期間が生じる場合があります。



川口市無償化 HP  
QRコード

## 1 幼児教育・保育の無償化について

### (1) 幼児教育・保育の無償化の概要

お子さんの年齢、保護者や家庭の状況に応じた認定（施設等利用給付認定）を受けた方が、幼稚園を利用した場合に負担する保育料等について、市から施設等利用費の支給を受けることができるものです。

### (2) 施設等利用給付認定の区分と認定の基準

施設等利用給付認定は、お子さんの年齢、保護者や家庭の状況に応じて3つに区分されており、認定基準は下表のとおりです。

認定区分	認定の基準
1号認定	次のすべてに該当する場合 ・認定希望日において、お子さんが満3歳に達している ・保育の必要性がない
2号認定	次のすべてに該当する場合 ・認定希望日において、お子さんが満3歳に達しており、最初の3月31日を経過している ・認定希望日において、保育の必要性の事由に該当している（就労等）
3号認定	次のすべてに該当する場合 ・認定希望日において、お子さんが満3歳に達しているが、最初の3月31日を経過していない ・認定希望日において、保育の必要性の事由に該当している（就労等） ・申請するお子さんが属する世帯が、市民税非課税世帯である ※4～8月は前年度、9～3月は当該年度の市民税額に基づく。 ※市民税額は住宅借入金等特別控除等（配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額・株式等譲渡所得割額控除を含む）の適用を受ける前の金額に基づく。 ※次の①～③全てに該当した場合、祖父母の市民税所得割額を合算します。 ①対象児童の保護者（父母）の市区町村民額が非課税である。 ②祖父母と同居（祖父母等と子どもが同地番の別棟で生活している場合や、2世帯住宅であり玄関以外からの行き来ができない場合等は除く）している、もしくは、祖父母と別居しているが生計を一にしている（生活費や家賃を送りしている等）。 ③対象児童の保護者が、祖父母の地方税法上の被扶養者となっている。

### (3) 施設等利用費の支給内容

施設等利用費の支給額は右表のとおりです。なお、記載されている額は、1か月あたりの上限額であり、幼稚園が定める月額保育料や実際に保護者が負担した額等に応じて支給額を決定します。

また、通園送迎費、行事費、給食費等については、施設等利用費の支給対象とはなりません。

認定区分	保育料	預かり保育利用料
1号認定	25,700円	施設等利用費対象外
2号認定	25,700円	実際の利用日数×450円 ※上限額：11,300円
3号認定	25,700円	実際の利用日数×450円 ※上限額：16,300円

～2号及び3号認定のお子さんが幼稚園以外の施設・事業の利用した場合の施設等利用費について～

幼稚園以外の施設や事業（認可外保育施設等）を利用しても、その費用については、利用する幼稚園が次の場合を除き、施設等利用費の対象とはなりませんのでご注意ください。

- 1 預かり保育を実施していない幼稚園である場合
- 2 預かり保育を実施しているが、その内容が、平日（夏休み等の長期休園期間を除く）の開園時間（教育時間＋預かり保育時間）が8時間未満である場合又は預かり保育の実施日が200日未満の幼稚園である場合

### (4) 施設等利用費の支給方法

施設等利用費の支給方法については、下表のとおりです。

支給区分	支給方法	給付方法の説明
保育料	代理受領	保護者に支給する施設等利用費を、幼稚園が保護者に代わって請求を行ったうえで、代理で受領する方法になります。
預かり保育利用料	償還払い	保護者が幼稚園に対し、預かり保育利用料を全額支払った後に、保護者の請求により、市が保護者に施設等利用費を支給する方法になります。

## 2 施設等利用給付認定の申請手続きについて

### (1) 施設等利用給付認定の申請に必要な書類

必要となる書類は、下表のとおりです。申請する認定区分によって異なりますのでご注意ください。なお、**申請書の提出先は、利用する幼稚園になります**ので、提出方法や期限等は幼稚園に確認してください。

認定区分	必要となる書類（提出する書類）
1号認定	1 施設等利用給付認定申請書
2号認定	1 施設等利用給付認定申請書 2 保育の必要性の事由を証する書類 3 家庭の状況に応じて必要となる書類
3号認定	1 施設等利用給付認定申請書 2 保育の必要性の事由を証する書類 3 家庭の状況に応じて必要となる書類 4 市民税非課税世帯であることを証する書類（非課税証明書等）

非課税証明書等の提出は、一定期間内に市外在住歴がある場合のみとなりますので、詳細は「施設等利用給付認定申請書」の記入項目6で確認してください。

2号認定又は3号認定を申請する場合は、保育の必要性の事由や家庭の状況に応じて提出する書類が異なります。保護者や家庭の状況に応じて必要となる書類を提出してください。

なお、施設等利用給付認定申請後、①保育が必要な事由に変更がある場合、もしくは②世帯構成が変わる場合は変更申請の手続きが必要となります。変更申請時は施設等利用給付認定申請書ではなく、施設等利用給付認定変更申請書が必要となります。

## (2) 施設等利用給付認定現況届について

子ども子育て支援法に基づき、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）、認可外保育施設等を施設等利用給付認定（2号・3号）で利用する児童に対し、市が「保育の必要性の事由」に変更がないか、年に1回、現況確認を行っております。

対象となる方については市から別途ご案内いたしますが、現況届の提出がない場合、施設等利用給付認定が取り消され、給付を受けられなくなる場合がありますのでご注意ください（既に給付を受けている場合は還付を求めることがあります）。

## 3 預かり保育利用料に係る施設等利用費の請求について

### (1) 預かり保育利用料に係る施設等利用費の流れ

預かり保育利用料に係る施設等利用費の支給については、利用保護者が、預かり保育利用料を幼稚園に支払をした後に、**保護者が幼稚園に請求書を提出**することになります。

預かり保育利用料に係る施設等利用費の支給については、下表のとおり年4回の支給としていますので、請求期限までに請求を行ってください。なお、複数期を一括して請求する（例：第1期～第3期分を第3期に請求する）ことも可能ですが、期毎に1枚請求書が必要となります。

※施設等利用給付を受ける権利の消滅時効は、利用月の翌月1日から起算して2年となりますので、その期間内に請求してください。

区分	預かり保育料支払月	提出期限	支給予定月	支給方法
第1期	4月～6月	7月：最終開庁日	8月～9月	保護者が指定する口座に振込みます
第2期	7月～9月	10月：最終開庁日	11月～12月	
第3期	10月～12月	1月：最終開庁日	2月～3月	
第4期	1月～3月	4月：第3週最終開庁日	5月	

※提出期限までに保育幼稚園課必着です（消印有効ではありません）。

期限を過ぎたものは、次期分として扱います（対象月が申請可能なものに限る）。

## (2) 預かり保育利用料に係る施設等利用費の請求方法

預かり保育利用料に係る施設等利用費の請求書類については、下表のとおりです。提出方法や期限等は幼稚園に確認してください。

提出書類	<ol style="list-style-type: none"><li>1 施設等利用費請求書（川口市所定の様式） ※請求書の様式は、幼稚園から受け取ってください。</li><li>2 特定子ども・子育て支援に係る提供及び費用に関する証明書（幼稚園が発行する書類）</li><li>3 領収証の写し（幼稚園が発行する書類） ※上記の「特定子ども・子育て支援に係る提供及び費用に関する証明書」に支払った（領収した）金額等の記載がある場合は、領収証の写しを省略することができます。</li></ol>
------	--

幼児教育・保育の無償化に関する問い合わせ先

川口市子ども部保育幼稚園課内 川口市幼児教育無償化事務センター

電話：048-259-9043（直通）